

議 第 10 号

令和3年度 各会計賦課金の賦課及び用排水システム再編積立預り金の徴収方法等について

令和3年度 各会計の経費を、下記のとおり徴収するものとする。

記

1. 賦課期日 令和3年 4月 1日現在

2. 賦課及び徴収基準 地積割 10a 当り 下記のとおり

(1) 一般会計

区 分		10a当り(円)	区 分		10a当り(円)
1等地	一般区域	4,000	4等地	畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸) 但し、尾崎川原開田・今井川原地区を除く	800
2等地	五十嵐川沿岸・見附圃場左岸 尾崎川原開田・今井川原地区	3,000		5等地	池之島地区
3等地	刈谷田川左岸・見附市都市排水地区 (うち、見附圃場左岸区域を除く)	2,000	6等地	坪根地区	288

(2) 刈谷田川地区維持管理特別会計

区 分		10a当り (円)	徴収期別内訳		区 分		10a当り (円)	徴収期別内訳	
			第1期	第2期				第1期	第2期
1等地	圃場一般区域	4,551	2,592	1,959	5等地	圃場区域外(開田)	1,681	0	1,681
	圃場用水受益					圃場用水受益(旧押切江地区)		1,681	0
2等地	見附圃場左岸区域	3,004	2,352	652		5等地		五十嵐川沿岸区域	0
	圃場補償用水(大面西部・見附)		1,054	1,950	6等地		見附市都市排水区域	1,121	0
3等地	川通北地区	3,990	2,519	1,471	7等地	畑(刈谷田川右岸地区)	840	0	840
	圃場用水受益(川通北区域外)					但し見附市都市排水区域を除く			
4等地	圃場区域外	2,242	0	2,242	8等地	圃場用水受益(尾崎川原区域)	2,802	2,364	438
						圃場用水受益(今井川原区域)			
					9等地	畑(見附圃場左岸区域)	278	278	0

(3) 刈谷田川大堰地区維持管理特別会計

区 分		10a当り(円)	区 分		10a当り(円)
1等地	直接受益地区	1,200	4等地	池之島地区	382
2等地	間接受益地区	300	5等地	坪根地区	173
3等地	川通北地区	35			

(4) 刈谷田川左岸地区維持管理特別会計

区 分	10a当り(円)	区 分	10a当り(円)
西小川江・鶴島江地区	300	大江地区	200

(5) 尾崎川原開田地区維持管理特別会計

区 分	10a当り(円)
尾崎川原開田地区	3,200

(6) 刈谷田川地区維持管理特別会計(用排水システム再編積立預り金)

区 分		10a当り(円)
1等地	用水排水受益地区	2,000
2等地	用水単独地区	1,000
3等地	排水単独地区	1,500
4等地	畑(見附圃場左岸区域を除く地区)	750

3. 納 入 期 限 賦課金については、6期で地区会計別により徴収する。用排水システム再編積立預り金については、第5期に徴収する。
いずれも1円未満の端数は切捨てる。
なお、納入期限は、下記のとおりとする。

期 別	地 区 会 計 別		納 入 期 限
第1期	刈谷田川地区 維持管理会計	賦課金	令和3年 4月30日
第2期			令和3年 5月31日
第3期			令和3年 6月30日
第4期			令和3年 8月 2日
	一 般 会 計	半額	(月末7月31日が土曜日の爲)
第5期	刈谷田川左岸地区 維持管理会計	賦課金	令和3年 8月31日
	尾崎川原開田地区 維持管理会計		
	刈谷田川地区 維持管理会計	積立預り金	
第6期	一 般 会 計	半額	令和3年 9月30日
		賦課金	

4. 徴 収 方 法 にいがた南蒲農協及び越後ながおか農協の口座振替契約による徴収または土地改良区で直接徴収。

令和3年3月26日 提出

刈 谷 田 川 土 地 改 良 区
理 事 長 河 村 則 夫